

東村山市関係各位

平素、教育・保育の実践と提供、ならびに、その運営に際しましてご尽力いただき、深く感謝を申し上げます。

子ども子育て支援新制度施行。

幼稚園や保育所、その他施設などが一律の制度の下へ入り、園児数等に対する施設給付という形での運営が始まりました。

従来からの保育所運営には、到底国の単価での運営は厳しいものとされ、東京都下の各市区町村におきましては、独自の補助をもって、その運営や保育受託施設を支えて頂いている背景があります。もともと、国の定める運営費では安全な運営ができないという実態を物語っている事を表していると感じられます。

さて、このたび幼稚園も施設給付となり、保育所や認定こども園等と同様の構造の中での運営が始まりました。幼稚園が施設給付型や認定こども園の道を検討する中に、保育所などと同様に、市の利用調整を経て保育を受託する2号利用児や3号利用児に関しては、当然の如く、そのような同様の措置が取られるのかと受け止めていたのですが、少々あやふやなご返答を頂き、疑問を抱き始めています。

■「子どものための教育・保育給付」に関する市の取り扱いに際しての疑問

- 2・3号児に関しては、幼稚園型であっても、同じ認定こども園とされ、さらには、市の利用調整を受けた同一の保育受託であるのに、保育所型認定こども園で預かった場合は市の加算が抛出され、幼稚園型認定こども園である場合は無い事への道理と矛盾を感じる点。
 - 今後、ご理解および検討いただきたい点としては、1号利用児に関しても、利用時間の違いは有るにしろ、同じ子どもに対する保育と教育の実践を行っている上で、同様にそのような措置が講じられるべきと考え、この点に関しては、検討課題として取り組んで頂けることで理解はできます。
 - **即対応が必要とされるべきと思う点**としては、同一の制度下に置かれ、同一に運営され、同一に受託運営しているはずであるのに、2・3号利用児に関する一般保育所対策費補助をはじめとする市対応の相違があるとすれば、明らかに施設間への不公平さや矛盾を感じる部分となります。
 - ◇ 延長保育や幼稚園型の一時預かり事業等の運営費補助からも、2号児は対象外とされています。
 - 認定こども園を運営するのであれば、幼稚園で行うのはバカバカしい？
 - ◇ 2号児を預かるのであれば、幼稚園が認定こども園となる事よっての受託は不利益を被ると捉えられるものとなり、保育所や保育所型認定こども園で行った方が、子どもの環境全般へ帰する運営方策としては得策であるという事か？

市内には、保育を必要とする市民がたくさんおり、また、その上であっても幼児教育を望むご家庭と子どもが数多くいらっしゃいました。幼稚園であっても、そういった子どもやご家庭に対しての保育と教育の機会提供ができるはずだと、様々な努力や工夫をしつつ、前向きに進んできました。

平素、その理解の深さと対応能力に際しましては他市に勝るとも受け止め、新制度に対する東村山市の姿勢は高く評価させて頂いている中での疑問提言となってしまいますが、構造や趣旨をご理解いただき、早急に、今年度にあっても矛盾が生じないよう、ご検討いただければとお願い申し上げます。

学校法人野澤学園
東村山むさしの第一認定こども園
園長・野澤貴春